

# 新潟県公民館月報

昭和55年10月号

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市川端町2-9・県林業会館内】

【電話・新潟(0252)24-6073】【振替新潟  
4094】

発行人 会長 石井耕一  
編集人 事務局長 本田清

【定価1部 70円 年共・年版 840円】



## 表紙絵

さる五月来日し、新潟市、  
豊栄市などの公民館を視察し  
ていった日・韓文化交流代表  
団のメンバーで曹淡煥氏(珍  
島文化院長)が、本会の本田  
事務局長あて書き残していっ  
たブドウの墨絵。

わが国の栽培品種の多くは  
歐州種と米国種の交雑種で、  
本県ではデラウェア、ネオマ  
スカット。マスカットベリー  
A、巨峰などのほかオリンピ  
ア(中生紅色高級種)なども  
栽培されている。ふつう棚仕  
立てとするが垣根仕立てでもで  
きる。乾燥に強く、水掛けの  
よい壤土、砂壤土が適地。降  
雨の少ないところが優品を産  
する。挿木で発根するが、フ  
ィロキセラ(根につく害虫)  
の被害をふせぐための抵抗性  
台木に接ぎ木する。  
(新潟県百科事典による)

本県のブドウは、  
中蒲原郡若曾根村  
(現白根市)がもとと  
も早くから各種苗木  
を養成した。その後  
中之口村、上越市な  
どにも普及、信濃川  
流域や北蒲の砂丘地  
帯、上越地方などに  
次第に広まった。  
戦後、さらに増殖され今日  
に及ぶ。県内消費が主である  
が、一部は東京、北海道へ出  
荷され今後の発展が期待され  
る。

# についての討議

## ※まとめ

- 社会教育法の改正について  
一部改正か単行法の制定か——現実的には一部改正が賢明である。
- 法改正を阻むもの——財政面に大きな負担がかかる
- 法改正に臨む視点——地域に密着した地区館、類似館の活動。
- 改正したい条項——20条(目的) 21条(設置)  
22条(事業) 27条(職員)  
28条の2(館長の任命)  
5条(教委の事務)  
35条(補助)

## <質疑>

新潟県 専称規定とは何か。

答 基準にあった施設を持たない限り公民館としてはならないと言うような事を法の上で定めること。現状の規準はあるが非常に弱い規準である。

長野県 過去何回となくこの種の大会を開催して来たが全公連として国会・議員等へ法改正について陳情して来たことはあるか。

答 多少ながらも一部改正されている現状からすると過去においても何らかの運動がなされたように思える。

助言者 法改正については上部へ伝えられているがそれをさけぶだけでは弱いのでどこをどのようにしていかなければならないかと言う具体的な統一した案や方策が足りないのでないかと思う。

## <意見・討議内容>——職員について

新潟県 公民館主事が5~6年で移動している現状からすると専門制を確立してゆくのはむつかしい。今少し長い期間配置しておく必要がある。

長野県 専門制にするとその人の一生も問題にはなるが、一般職員が移動により公民館へ来てすぐ通用するのもおかしい。ましては予算の範囲内においての教育はあり得ない。行政の社会教育に対する軽視がある。

長野県 専門制への意義づけとして隣接市町村圏の異動交流くらいはあっても良いと思う。

## 第21回関公連大会

### 分科会の記録から

#### ——館長について——

新潟県 専任、常勤の館長であることはこの上ないことがあるが、現状ではむつかしいことである。専任で兼務の館長より非常勤(週三回位出勤)でも専任の方が良いと思うが、県内の館長の意見やデーターはどうか。

発表者 報酬は安くても勤務条件・職務内容にうるさくない方が良いと思っているというのが現状のようだ。

長野県 新任館長(元市役所職員)が何をしてよいかわからず、市長へ公開質問状を提出し館長の服務規定を設施してもらったという話がある。(社教法に関係なく市独自で出来る範囲であるから)

新潟県 館長が常勤になり行政に入ると発言力や意見が弱くなるのではないか。(常勤が悪いと言う意味ではない。)

長野県 そのような事も充分考えられるとは思うが、館長の職務の中には、部下の監督・事業や災害が起きた時の責任等の範囲を考慮すると早急に常勤化すべきだ。

#### 長野県 事務と事業の違いについて

助言者 社会教育行政必携では「……事務の方が巾広い内容をさしているので事務の中には事業も含まれている。  
「事務と事業は表現上の違いでしかなくどちらが行なつたらより効果的であるがということで分担すべきであろう」という人もいる。

#### 助言者のまとめ

社会がバランスのとれた発展をなしとげるためには社会教育の振興が必要であり、その社会教育振興の方法や手だてとして良い方向への法改正を考えゆかなければならない。しかし法改正で問題全部が解決するわけではなく、社会教育関係者の実践と個人の学習意欲が基盤であることは言うまでもないが、地域住民からもそのためのコンセンサスが得られるように努めなければならない。

記録者 白根市中央公民館 滝沢 尚道  
中蒲原郡横越村公民館 神田 繁

歌で歌う

軍服のバンドに合わせ化粧せる女性兵士も軍用テープステーション

九十九メートルボンブ二段で揚水 黄河の望山  
黄河の渦流

百年はおろか河清は永久に待てども待てども  
これを真似してか

二・七烈士記念塔にてふと思ふストラトストは  
鉄道ストの犠牲者賛えし記念塔国家返還が今  
は英雄

中原に兵を進むの語源の地われらのホテルも  
中州賓館

解放前十五万都市いま来れば百八十万の新工  
業都市

届あげし京劇美人とジュディオングやさしく  
せし顔二人のスチュワーデス  
窓辺にてまどろみしころにこやかにジュディ  
オングがジュークを運び来

飛びたまし中國民航のジェット機は緑の平野  
眼下に北へ

## 中国歌紀行(2)

石井静一メモ ㉙

前号速報に統いて第21回関東甲信越公民館大会分科会の集約記録を掲載する。この内容は大会二日目全体討議において各分科会司会者によって発表されたものだが、この場合、各記録者の目をとおして記録されたもの。以下三回に分けて紹介したい。

## 第1分科会記録「社会教育法について研究する」

司会者 福生市公民館長 野沢 久人

助言者 田無市立中央公民館長 石井 利正

基調発表 猪江市立中央公民館主事 山崎 知二

- (1) 現行法及び改正の経過
- ・公民館主事の体制は、都公連でも打出されている。
  - ・公民館主事の確立は今までなかった。
  - ・改正の流れの中では社会教育主事等の行政指導化の体系化であった。
  - ・民主的な社会教育をはかるには、社会教育法の改正、社会教育の自由を目指した公民館の立場を考えたい。
  - ・公民館主事体制の確立は今までなかった。
  - ・公民館法の単独化を追求したが社会教育主事の規程だけである。

(2) 社会教育法の改正の視点

- ・行政と実施機関の分離、公民館職員体制の確立
- ・社会教育の自由（住民の）を助ける機関を明確にしなければならない。
- ・行政が指導・監督すべきでない。
- ・職員の資格要件（公民館職員の専門制）が必要である。
- ・長野県松本市、東京田無市等で公民館職員の専門制を底線規則でとりこんでいる。

(3) その他

- ・公民館の無料使用の明文化
  - ・公民館法の単独法が必要（図書館法がある）
  - ・社会教育関係団体の補助金の見直し
- 以上の諸問題は、我々と住民とのつながりの中で運動を盛りあげていく必要がある。

<討議内容>

山梨 公民館のたちおくれは、館長、主事の専門制がないからだ。ぜひ常勤制にすべきである。

群馬 単独法の制定を考えるならキチッとしていかないと大変になる。単独法と一部改正はむずかしい。全面的なのか現実的にやっていくのか。単独法であれば教委の庶務規程ではだめだ。単独法か一部改正にするかの明確化の問題がある。

助言 単独法は長い時間が必要。要是現実論に立ちかえって、現法の無質はどこかを探し、可能なところから解決しなければならないだろう。

司会 職員の現実的な問題をつきつめていきたい。専門職、常勤、非常勤等について、公民館の位置づけで、社会教育の施設として役割をはたしているかが問題である。

東京 問題になっている住民の学習権は保障されていないといううが、住民にあるというPRが必要。改正しなければならない問題があるのだろうか。

発表者 主事の専門制は住民の共有財産である。公民館

## 管理・経営に

そのものが住民の中に必要であるとの認識が必要である。

群馬 公民館の類似施設的なものが他省の関係で多くなっている。その辺に住民が迷う原因があるのでないか。社会教育法を改正するなら、文部省の社会教育に対する認識を他省にぶつける力がほしい。

助言 住民の学習権をもっと認識してもらわなければならぬ。多様の施設はあるが公民館はもっともっと住民の期待に応えるべく職員体制を整えていかなければならぬ。

群馬 社会教育関係職員の人事を教育委員会で。公民館職員を教員と同じようにできればよい。そうすれば公民館を無視できない。

新潟 職員体制とか施設問題等をとりあげた大会はよくあるが、それらを集結して上部、文部省に提出すべきだ。署名運動等の方法もある。

東京 公民館職員の人事権が市町村部局にあるから問題がおきる。人事権を教委におくべきだ。公民館に専門職がいなければ運営できない。是非専門制が必要である。

新潟 社会教育職員は自分の使命として一生懸命である。この人間をいかすことが（体制的に）文部省の義務である。

助言者まとめ

地域に根ざす公民館はいかにあるべきかだ。公民館は法改正がなければならないのか。施設を有効に利用するには職員体制が充実していないくてはならない。専門制が今後の課題である。

公民館の条件整備と各施設の関連は地域に即した内容でなければならない。そしてそれに即した職員が必要である。

今ある法体系を見直す必要がある。内部的な改正はできるだけする必要がある。文部省が見直す時期がくる。それまで法改正を全公連の専門部会にどのようにつなぎとめていくか期待したい。

（村松町公民館 田辺 俊雄）

## 第2分科会「社会教育法改正について研究する」

参加者 公民館（農山村）関係者 29名

司会者 徳間 助夫 柏崎市公民館事務長

助言者 植 彰 新潟県教委社会教育主事

基調発表者 中頸城郡頬城村公民館長塚本三栄

（岐阜大会のレポートから）

1. 人に関するもの
  - ア. 公民館主事の必置・専門職制の確立。
    - イ. 公民館長の常勤・専任館長の必置。
    - ウ. 公民館職員の身分保障確立。
2. 物に関するもの
  - ア. 公民館の専称規定を設け、具備すべき要件の明確化。
3. その他の
  - ア. 公民館の事業、役割を明確にする。

# についての討議

## 第4分科会「公民館経営について研究する」

参加者 中央公民館関係者

司会者 入間市中央公民館主事 山田 修一

助言者 羽生市羽生公民館長 五月女修次

基調発表 蕨市中央公民館長 岡田 晃

(1) 蕨市の文化地理的概況と公民館組織について

(2) 中央館及び地区館の体制とその運営について

(3) 蕨市における公民館の歩みについて

(4) 現在及び今後の問題点について

・公民館にコミュニティセンターが併設されているが、建物の呼称よりも活動の内容や方向を見失わないようになることが大切である。

・目的を明確に持った小グループが乱立してきたこと。土日の利用者が激減し、家庭での生活を重視する傾向になりつつある。都市化型の公民館活動を追求することが必要である。

・公民館は未だ30年の歴史しかない。まだ夜明け前であり、夜明けのための胎動に揺れ動き、試行錯誤に苦しんでいる時代である。民主主義の普及と徹底をめざしてさらに努力することが必要である。

### <質疑応答>

新潟(見附) 中央公民館と他の地区館の関連はどうになっているか。又理論的な指導の他に、どのような指導を行っているか。

基調発表者 条例上は全館対等であるが、人的及び地理的に中央館が有位なので、他館の事業の内上級の事業を受け持つ場合が多い。

群馬(桐生) 民主主義の徹底ということは、具体的にはどのようにすることか。

基調発表者 公民館は単なる各種学校ではないのであって、集う者が親睦の輪を広げ、そこから民主主義の芽を育て行くことである。

※ その他。公運密委員とコミュニティ委員との関係。併設館の名称統一の是非。利用者の協力組織の在り方、等について質議が交換された。

### <討議内容>

中央館と地区館の関係及び中央館の役割。

新潟(新発田) 中央館は地区館の活動を援助し、指導する立場にあると思う。

新潟(新潟) 地区館が充実するにつれて、中央館の役割も変化してこなければならない。

千葉(野田) 中学通学区域毎に地区館を置いている。各地区館は対等であるが、中央館は地区館の連絡調整に従事するとともに、地区館で行なうことが困難な事業を行うように条例に明記している。

山梨(川口湖) 中央館は4地区館を統率し、連絡調整に従事している。条例では中央館、地区館、部落館と系列化されているが、活動内容にアンバランスなものがある。中央公民館はそれを埋めるよう努力をしているが中央館の指導力は重要な要件であると思う。

<中央公民館の指導助言とはどういうものなのか。又そのようにした場合、中央館及び地区館のイメージはどうなるのか>

助言者 中央館、地区館の問題を考える場合、人口と館数、経済的理由、理事者の関心の度合、住民意識の問題、等を踏まえて論議しなければならない。対等でよいのかあるいは上下に系列化されるのがよいのか、それは、その地域に於ける公民館教育の進み方や地域の広がりに関係してくる問題である。どのようにしたら地域住民が公民館活動に理解を深め、本来の活動が展開されるのかを考える必要がある。

栃木(八板) 中央館1、地区館3、自治館40あるが、中央館、地区館は並列でなければならないと思う。そうすることによって地区に密着した活動ができるからである。

埼玉(三好) 原則として一つの生活圏の中に一つの公民館があるべきであり、地区にある公民館はその地区に責任を負い、自前でやって行く必要がある。中央館の指導助言もその観点から行なわれるべきである。

中央館志向の姿勢が地区館の力を弱めているのではないか。

埼玉(入間) 面積の割に地区館の数が多くて地域が分割され、活動が広がらないという悩みがある。

群馬(桐生) 中央館は地区館を指導、助言しなければならないと考え、中央館の格付けや事業内容を検討している。指導助言の一つとして、他部局から移入して来た職員の指導や研修をやっている。又、地区館の施設や規模についても積極的に意見を述べている。

新潟(小須戸) 中央館は町全体を見とおした活動をし、町民もそれを認めている。地区館は地区的コミュニティセンターとしての性格を強めて行くように指導している。従ってその活動については全く関与せず、独自に活動を展開している。

### <まとめ>

・公民館の任務や役割をもう一度見なおす必要はないだろうか。住民要求のみで活動が行なわれたり、多人数が集まればそれでよいのではなく、どれだけ公民館活動の目的が達成されたかという視点を忘れてはいけないと思う。

・中央公民館の本質的役割は地域の広がり、自治体の財政能力、理事者の理解度、住民の意識等によって異なる。一般的には地区公民館では参加者が少なくてできない事業、あるいは特殊な内容のため講師、指導者が地区館では得にくい。事業等は中央館で受け持たなければならない。

・地域住民の自主的な活動ができるようにある程度、組織的に指導者の養成に努めることも必要である。

・地区館にはその地域の団体組織と提携しながら中央公民館ではできない活動があるはずである。

・指導助言、連絡調整については、いくつかの形があると思う。地区館から要請があれば地域の幸せのために協力することもあるだろうし、地区館の施設や人的体制が不十分な場合には、手を貸すばかりでなく、話し合いながら、その充実に努めていくことも中央館の重要な役割である。又地区館は同一の事業や活動を組む必要はないのであって住民が地区を超えて学習内容を選択できる余地があるような運営の仕方も大切である。

## 第3分科会「社会教育法改正について研究する」

参加者 公民館以外の社会教育関係者

司会者 相馬二郎 川崎市社会教育主事

助言者 高橋友二郎 熱海市社会教育課長

基調発表 新井信行 藤沢市社会教育主事

社会教育法改政にあたっては、今さら云うまでもなくどの点をどのようにするかは色々な場で論議されているが、本日は私見として提言したい。

1. 現状の公民館の位置づけを教育機関としてとらえた場合の法の改正点を問題として提起する。公民館の教育機関としての独自独立性は現行では行政の中に位置づかない。

教育機関の独自、独立性をいかに発揮するか団体への補助等の問題と関連させながら提起する。

(1) 法第9条の2、3にうたわれている条文の中で社会教育主事、社会教育主事補の職務及び位置づけが明確でない。

・改正点としては

地方公務員特例法に該当させるか指導主事、社会教育主事等々職務を分析しながら指導と助言内容を明確にする。また施設、諸団体、他行政との関連の上で企画立案することをうたり必要がある。その上で専門的指導主事で職務の位置づけを明確にする必要がある。

2. 法10条と13条について。法改政ではなく、これからの方針として提言したい。

・学習権の保障理念として、住民は教育を受ける権利がある。グループ、サークル等に直接的に補助しても良いだろうか。

このような直接補助理念は、非常に不平等であり教育を受ける権利をそこなうものである。したがって全市民を対象として諸条件の整備確立に充当し直接補助を廃止し、藤沢市では間接補助（施設整備、専門職員等を配置する）をして住民の学習権を確立していくようしている。

3. 社会教育委員と公民館運営審議員の兼職について。職務の内容がちがうので、社教委員と運審委員は機能の役割を明確にすべきである。

4. 第20条について。現在公民館以外の文化施設、コミュニティセンター等の教育施設が設立され、目的や方向性が公民館と同様である。したがって、公民館の重要性を打ち出す必要性がある。そうでなければ公民館肯定論が生れてくる。

5. 23条について。公民館の行為にあたっては色々な規定を設けているが、その運用にあたって、文部省は基準を示すべきである。

6. 20条について。公民館主事、公民館長の位置づけを力強くうたっている条項はない専門的な職員として位置づける必要がある。公民館主事、公民館長の職務を明確にし、独自性独立性を発揮できるような位置づけをする必要がある。

7. 法の改正について。社会教育の実践者の意見が入っていない公民館立法を全面改正を図るには、社会教育の積み重ねから法改正がある。実践的、日常生活の中で法を考えるべきである。

—研究協議—

1. 公民館に対する位置づけについて

## 管理・経営に

(1) 20条、22条、27条の関連については、毎年決議事項として提案されているが、進展がなされない。これを実践的にするには各市町村の教育委員会が真剣に取りくまなければならない。さらに地方交付税の関連として財政に対して教育委員会も精通しなければならない。公民館職員は土、日曜日もなく勤務をしていたがいるが、特別の方法はないだろうか。（新潟県中条町）

(2) 社会教育法は奨励法である。法改正を考えるとき、改正をすることにより制約ができ社会教育担当者及び社会教育活動の自滅にならないか。（新潟県笹神村）

2. 社会教育関係団体における直接、間接補助について

(1) 直接補助をしない方向であるが、公民館は団体育成をすることが大切な役割とも考えるので、助成ワタを広げ育成すべきである。（新潟県鶴来村）

(2) 補助金の交付については、10団体から構成された文化協会があり補助金を事業費として交付している。（新潟県聖籠町）

(3) 条件整備としては間接補助をすすめているが、公金支出のからみで諸団体に出している。今後の方向として藤沢方式でよいが町村によってはマチマチである。団体グループの多様化によりそれぞれの方法がある。助言者から

厚木市では、公民館は補助金を交付してなく社会教育課を通してやっているが、生涯教育活動費として講師謝金を直接各団体に補助している。

(4) 団体育成の過程においては補助金を受領したが活動費を捻出するまで考えるのか、どのように捻出したら良いのか、そこに視点をあてる必要があるのではないか。（新発田市）

3. 社会教育委員と公民館運営審議員の兼職について

(1) 理想的には、分離した方が良いが一町村に一公民館の現状では兼務もやむをえない。しかし、兼務のうち何人かは別にしたら良い。さらに同一議題の内容によっては一緒に会議をすすめてもよい。（新潟県笹神村）

(2) 国分寺市では四公民館があるが一館一審議会である。

(3) 地区館には運営審議委員をできるだけ置いているが、小さい町村では兼ねている方が都合が良いとの意見もある。（群馬県）

4. 公民館主事、公民館長の必要性について

(1) 浦和市では23の公民館があり、中央公民館長を除き非常勤であり非常勤館長は予算の執行はできない。現態勢としては独自性、独立性が望めない。すなわち教育の場として考えるのは不可能である。公民館長、公民館職員は社会教育主事よりも位置づけを法的に明確にしてゆく必要がある。その上において体制の中で予算を独自性、独立性にもってゆくように努める。

(2) 公民館を教育の場としてとらえられるならば必然的に専門職を位置づけなければならなくなる。公民館は教育機関であると明確にすれば地域の問題やその働きがなされてくる。公民館に来るレベルの人を見て教養が高いと云うよりも公民館は教育機関として、何年間前の大社会全体を見て生涯教育を考えてゆかねばならないだろう。（黒川村教委・石川淳）





